

令和2年2月21日策定  
同3月27日改定  
同4月3日改定  
同4月9日改定  
同5月7日改定  
同5月26日改定  
同6月10日改定  
同8月5日改定  
令和3年1月8日改定  
同2月3日改定  
同3月24日改定  
同5月10日改定  
同6月21日改定  
同7月20日改定  
同8月2日改定  
同9月30日改定  
同10月25日改定  
令和4年1月20日改定  
同3月18日改定  
令和5年3月13日改定

## 新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針

### 1 目的

新型コロナウイルスの市内感染まん延防止を図るとともに、まん延を想定した医療提供体制の整備や大規模なクラスター対策を実施することとする。

また、これまでの生活を取り戻すため、感染予防の取り組みについて、周知等を図る。

### 2 市全庁を挙げた対策の実施

市の全部局が、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、内部管理事務の改善・簡素化を進め、感染拡大防止対策及び医療提供体制の強化並びに市内経済の安定に向けた取り組みなどに注力する。

市民に対しては、引き続き基本的な感染予防対策を呼びかけていく。

### 3 市主催事業の開催必要性の検討及び感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症のまん延状況を見極めた上で、必要な感染防止対策を実施して行うこととする。

### 4 公の施設の対応について

公の施設については、必要に応じて基本的な感染防止対策を講じたうえで、運営を行うものとする。

### 5 職員の感染防止

職員においては、風邪や季節性インフルエンザ等の感染予防と同様に、必要に応じ自身の感染及び市民への感染防止対策を講じる。感染防止対策の詳細については、令和5年2月21日付け職員課長、資産経営課長通知「市庁舎等における感染症対策について」を参照し、対応する。

### 6 市民の健康増進の推進

市民に対しては、あらゆる場面で実践できる健康増進の取り組みを各部局における様々な機会を捉え、周知・啓発することとする。

7 その他

本方針は、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行う。

令和5年3月13日

佐藤 光